

# 令和6年度第1回佐世保市立学校給食検討委員会

## 議 事 録

- 日 時 令和6年12月17日(火) 午後7時から8時30分
- 場 所 すこやかプラザ8階 講堂
- 出席委員 吉永委員 合田委員 山崎委員 古田委員 足達委員 吉村委員 深見委員  
萩山委員 松尾委員 池田委員 井手委員 辻委員 高増委員 13名
- 欠席委員 金氏委員
- 事務局 陣内教育長 富野学校教育部長  
鳩山学校教育部次長兼学校教育課長  
藤原学校保健課長 吉浦学校保健課長補佐 田中 鴨田 矢野
- 教育委員 なし
- 傍聴者 なし
- 会次第
  - 1 開 会
  - 2 委嘱・人事発令
  - 3 教育委員会あいさつ
  - 4 会長・副会長選出
  - 5 議 事
    - (1) 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル【改訂版第2次】」  
の見直しについて
    - (2) 令和7年度 学校給食費について
  - 6 その他
  - 7 事務局からの連絡事項
  - 8 閉 会

---

【事務局】開催挨拶

【事務局】委嘱・人事発令

【事務局】挨拶

【事務局】事務局紹介

【事務局】会長・副会長の選出

【会長】

◆ 情報公開について

この会議の公開について確認をさせていただく。

この会議は情報公開の対象であり、傍聴を受け付けることとし、会議の内容についても会議録を佐世保市ホームページに掲載することとしている。

なお会議録は要録とし、発言者を会長、委員、事務局にして、氏名は掲載しないものと考えている。  
また、議事録の公開は委員皆様の承認を得た後とするように考えているが、このように了承願えるか。

(各委員了承)

では会議の公開については、そのように決定させていただく。

#### ◆会議の成立について

佐世保市立学校給食検討委員会、条例第6条2項により会議成立のためには、委員の半数以上の出席が必要とされている。

本日は委員14名中13名の出席で、本日の会議が成立していることを報告する。

#### 【事務局】確認事項の説明

配布資料の確認。

本委員会は、学校給食検討委員会条例第1条及び第2項において、市立学校における給食の在り方を検討するため、設置されており、給食の在り方、その他必要と認められる事項について調査審議をする役割である。

本日の審議事項については、まず1つ目が学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて、2つ目が、令和7年度の学校給食費の額についての2項目である。

#### ◆議事

【会長】1つ目、学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改訂版第二次の見直しについて、事務局からの説明を求める。

【事務局】学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて説明する。

まず、説明に入る前に、このマニュアルは、全ての児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができる環境を作るための整備の一環として作成しており、日本学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを基本としている。

このマニュアルは各学校にあり、佐世保市のホームページの中にも掲載している。

このマニュアルの中で、取り組みとして掲げている予防体制の確立、緊急体制の確立、関係機関との連携強化、学校、給食施設における改修の必要性の検討など、アレルギーに対応するための内容をまとめている。

また、各学校においては、食物アレルギー対応委員会を設置し、個々のアレルギーの対応を決定している。

資料1を見てもらいたい。現在、個別対応が複雑化する食物アレルギーに適切かつ慎重に対応していくために、アレルギー対応の単純化を図っている。

原則として、原因食物の完全除去、提供するか、しないかを原則として対応している。

そのため、給食停止の場合においては、飲用牛乳を含む全ての停止、全て弁当持参の対応を行っている。

例えば、調味料や出汁まで除去が必要な場合や、食器や調理器具の共用ができない場合などがこれらの対象となり得る。

今回、主食となるご飯やパン、副食とは異なり、毎日同一成分と同一量を提供できる、飲用牛乳は栄養価も高く、成長期の子供たちの貴重な食材であることや、学校給食の役割や食育の観点から、このたび食物アレルギー対応の一部見直しを検討している。

具体的な変更内容を、下の四角に囲っている。繰り返しになるが、現行のマニュアルの対応としては、飲用牛乳も含む全ての給食を停止し、弁当持参の対応になっているが、令和7年4月からの対応として、その対応も残しつつ、乳アレルギーに該当しない場合には、飲用牛乳のみ提供をすることを加えて対応したいと考えている。

他方、今までの対応としては、完全給食の中から対応する食材を引いていく考え方で、現行のマニュアルの組み立てをしているが、今回の見直しは、飲用牛乳のみ提供をするという形を追加したいと検討している。

マニュアル中の見直し内容について、新旧対照表で示している。現行の一番上、給食を停止し弁当を持参する場合と記載があるが、これについて、右側の見直し後のところでは、全ての給食を停止し、弁当持参する場合に加えて、飲用牛乳のみ提供を受ける場合を追記した対応の見直しになっている。

あわせて、給食費の取り扱い説明の表現方法が、現行のマニュアルは、私会計時点の表現になっていたもので、これも併せて見直しを行うこととしている。

上段のところが小学校等の対応を載せており、下段が中学校等の対応になっている。

飲用牛乳のみを提供するものに対しての見直し案は以上となる。

次に、今回の見直しにあわせて、マニュアルの一部を追記したい案件である。

小学校新1年生のスケジュールになるが、現行のマニュアルでは、4月の面談対応の決定と記載があるが、4月だけでは対応が遅くなってしまうこともあるため、これを3月にも面談対応ができるよう、時期を追加している。

以上が、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについての説明になる。

【会長】ただいま学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改訂版第二次の見直しについて説明があった。要点としては給食停止の場合において、これまでは飲用牛乳を含む全てを停止としていたものを、乳アレルギーに該当しない場合は、飲用牛乳のみの提供を受けること。もう1点が面談時期についての説明もあった。

これに関してご意見ご質問等あるか。

【委員】飲用牛乳の提供を受けない場合、代替案として別の飲み物を持参することはあるのか。

【事務局】一部、弁当持参を認めている場合があるため、児童生徒によっては牛乳に代わり豆乳などを持参する場合もある。

【会長】突然の指名で申し訳ないが、専門医の立場から意見等あれば助言願いたい。

【委員】この件に関しては、取り扱いの問題になってくるため、アレルギー云々というよりは…。

過去に我々が中学生のときには牛乳のみの給食であった世代である。その時代の感覚なのかと受け取っている。皆さんご存じかと思うが、日本人の食事はカルシウム摂取量はすごく少ない。

その学童で1日当たり推奨されるカルシウム量が600ミリから800ミリグラムだったと記憶している。牛乳200ミリリットルでカルシウムが概ね200ミリグラム取れるため、その当たりを考えると、これは妥当なところではないかと思う。

ちなみに、代替えとして豆乳の話になるが、豆乳でカルシウム100ミリグラム取ろうとすると320ミリリットルほどの量が必要となる。約3倍となるため、牛乳が飲める子は牛乳の方が効率がいいこととなる。今回の提案はいい内容だと思う。

【委員】牛乳に関して、親の意見として多いのが、牛乳が飲めない子ども、アレルギーは別として、

飲んだ後に下痢を起こす子どもたちも多いと聞いている。

また、食べ合わせ的なものもあると思う。例えば、パンと牛乳は最高においしいが、ご飯と牛乳の食べあわせは食べることができない、ほかに乳糖不耐症という言葉がネットでもよく見かけるが、日本人は牛乳が肌に合わない部分もある。牛乳の代わりに、カルシウム飲料などを考えて見ることはどうかと。全てを変えるのではなく、例えば週に1回など、そのように変えてカルシウムを別の飲料で吸収することも1つの手ではないかと思うところもある。これは、先日、保護者と給食試食会を行ったときに、そのような意見を伝えてもらいたいとの要望もあったので、発言したところである。

【事務局】まずアレルギーの対応としては、一つ間違えると、命に危険があるため、このマニュアルを整備し対応を決めている。また、乳糖不耐症については、このアレルギーの整理とは別のところではあるが、飲用することで体調不良を起こす場合については、各学校にて飲用についての確認対応を行っている。

また、カルシウム源として牛乳以外の飲用について、検討を行っている状況はない。給食は、教材として、食育の一環として提供していることも踏まえながら、今あった意見なども真摯に受けとめながら今後も対応したいと思っている。

【会長】他に質疑はあるか。

それでは1つ目の議題について異議はないか。

(異議なしの声あり)

では異議なしと認める。

よって、本議案は原案の通り承認することに決定した。

続いて2つ目の令和7年度学校給食費について、事務局からの説明を求める。

【事務局】審議事項2項目目、令和7年度学校給食費について説明する。

資料2を見てもらいたい。

学校給食費の算定に当たっては、毎年度予算編成の作業の中で、様々な要素を組み込んで算定を行っている。

資料2の1枚目のところである。令和7年度においても、1の年間基準実施回数を設定する。

令和6年度と同様であるが、小学校、中学校とも週5回のうち、お米の日を3回、パンの日を2回として、小学校が合計192回、中学校が合計186回と設定している。

2を見てもらいたい。給食の単価等について説明する。

様々な給食に使う食材費等の価格等を国が示しており、学校給食は学校給食摂取基準などをもとに、1食単価の算定を行う。令和6年度の1食単価は、小学校が265円、中学校が325円と定めている。

年間基準、実施回数により算定した総額を、11回に分けて、毎年5月から、月割額を算定する仕組みとなっている。令和6年度の月割額は、資料に記載している通り、小学校が4,630円、中学校が5,500円となっている。

令和7年度の額を算定する中で、各委員も感じていることと思うが、昨今の物価高騰に伴い、給食に係る食材の価格も大きく影響を受けており、資料の3改定の理由になるが、給食費の額を令和5年度に見直し改定をしているが、安全・安心でバランスのとれた学校給食を安定的に提供するためには、どうしても給食費のさらなる改定が必要と判断をした状況である。

その根拠としては、資料の4給食食材費の平成30年度からの価格動向として、右下のグラフにな

るが、左側のグラフは主食となる米とパン及び牛乳の価格を、右側のグラフについては、おかずを構成する副食物資の品目分類ごとの価格を示している。

まず、左側のグラフにある、お米、パン、牛乳の価格変動の状況だが、基準となるのは平成30年度からの価格上昇を示しており、青色のラインで示している。牛乳は、一本当たり19.89円の値上がり、緑色で表示している米は、100グラム当たり16.08円の値上がり、赤色で示している、パンの代表となるコッペパンの価格を示しているが、1グラム当たり15.33円の値上がり状況となっている。

次に、右側のグラフになるが、こちらはおかずなどの副食物資1グラム当たりの価格上昇を示したものになる。

グラフの一番上側にある青色のラインで示しているが、魚介類が1グラム当たり0.3円の値上がり、その下の赤色のラインの肉類が1グラム当たり0.36円の値上がり、他に卵、野菜類、芋類等で示しているが、それぞれ全てが値上がりしている状況である。

資料の2枚目を見てもらいたい。

こちらは先ほどと同様に、平成30年度からの学校給食費の額の推移を示したものである。

上段の表が、小学校、下段の表が中学校の価格を示している。平成30年度から令和4年度まで、小学校が単価230円、中学校が280円であり5年間同額で推移していたが、令和5年度にそれぞれの額を改定し、今年度まで小学校が単価265円、中学校が325円として2年間この額としている。

下段の米印に記載しているように、給食会計を令和4年度から公会計に移行し、令和5年度及び令和6年度は、先ほど申し上げた1食単価として小学校が265円、中学校が325円であるが、国の物価高騰に伴う臨時交付金の一部充当を行っている。

同じ表の令和7年度の単価については、先ほど説明したように様々な要素を加味し算定しており、1食単価として、小学校が300円、中学校が370円を最低のラインと見込んでいる。

本委員会においては、お示しした金額の具体的な単価をお諮りするものではなく、給食費の額の増額の改定の必要性について審議をお願いしたいと考えている。

なお、令和7年度の具体的な給食費の額、また、保護者の皆様の負担をどの程度に設定すべきかについては、今作業を進めており、予算の編成の中で、庁内の関係部局と調整を図りながら、最終案を作成し、議会にお諮りしながら、議決となった後に保護者の皆様へ周知するスケジュールとなることを申し添える。審議事項2項目めの令和7年度の学校給食費の説明は以上である。

【会長】ただいま令和7年度学校給食費について説明を受けた。保護者が支払う額等は現在未定であるが、給食の増額の必要性についての視点で、意見質問等よろしく願います。

【委員】給食については、中学校は給食センターから配送されたものを子どもたちは食べているが、本当においしい給食を届けてもらっていると思っている。ただ、昨今の物価上昇等から考えていくと、給食費の値上がりは当然あると思うが、問題になるのは、単価が高くなればなるほど、給食費を払えず未納となる家庭が増えてくる可能性はあると思っている。価格を上げなければならないことは大事だと思うが、就学援助等によって給食費を補助してもらい家庭なども増えてくることも考えられる。そういったところへの対応等も今後また出てくるのではないかと考えている。

【事務局】先ほど資料2の2枚目の資料で説明したが、令和4年度から公会計として、市が給食費の徴収を行っている。その中で、未納対策については非常に厳しい対応すべき事項であり、未納対策については、令和4年度から令和5年度の決算状況についても、未納額が増えている状況である。

この対策については、状況を分析しながら、それぞれの対応を図っていきたいと考えている。

冒頭、教育長からの挨拶にもあったように、給食費の無償化についても、佐世保市の魅力ある取り組みとして、今後推進をしていく状況になるため、無償化を進める反面、未納に対する対応を進めていく必要があるため、そこは並行しながら、順次対策を進めていきたいと考えている。

【会長】事務局の説明では、未納者への対応と無償化というのを同時進行で進めていくということであった。

それでは、2つ目の議題について異議はないか。

(異議なしの声あり)

では異議なしと認める。

よって、本議案は原案の通り承認することに決定した。

続いて、その他の意見交換に入る。

本日の事務局からの説明等に対して、各委員から意見があればお願いします。

【委員】給食で食物アレルギーの種類はどれぐらいあるか教えてもらいたい。

【事務局】食物アレルギーの有無については、毎年度、保護者の方に調査を行い、こちらで集計をしている。食物アレルギーの種類については、数十種類あるという現状である。

学校の中で対応している食材に関しては、基本、除去食として対応することで取り決めをしている。

その中で対応ができない食材を一部決めている。対応をしないと決めている食材に関しては、野菜、肉、魚介、小麦、大豆、果物、調味料の以外のものについては、基本除去食として対応することになっている。また、中学校に配食している佐世保市学校給食センターにおいて、代替食として提供するものは、一部の食材を対応しており、卵、乳、えび、かに、鯖、ごま、アーモンドについて代替食として提供をするよう対応している。

【会長】栄養教諭として、学校の実態として紹介できるものがあれば補足をお願いします。

【委員】学校の実態だが、私も長く学校で勤務しているが、アレルギーは非常に多岐に渡ってきているのが現状である。特に最近感じているのは、ナッツ類のアレルギーが非常に増えてきたと感じている。その辺については私よりも医師の委員の方がお詳しいと思うので、私からもナッツ類のアレルギーについてお尋ねしたいと思っていた、もしよければ医師の観点から助言いただきたい。

【委員】まず、アレルギーはどういった食材があるかというお話だが、そこに対する答えは、全ての食材が対応する可能性がある。

全て対応する可能性があって、頻度の差がそこにあるということで理解いただきたい。今お尋ねがあったナッツに関してだが、3年に1度全国調査を実施されている。具体的には、食物を摂取して、60分以内に何らかの症状があって医療機関に来た人を調査対象としている。

これは全国調査であり、今日は資料を持参している。令和3年度に報告しているものと令和6年度に報告しているものと用意している。

令和6年度の報告、実際は令和5年の調査になり、食物を摂取後60分以内に何らかの症状があつて病院に来た方、全年齢の総集計になるが、一番多いのは鶏卵。次に多いのが実は木の実類になる。3位は牛乳、4位は小麦で5位は落花生である。落花生と木の実は混同されないように。別物とらえるものである。

先ほど木の実類と説明したが、いわゆるナッツはツリーナッツのことを指し、落花生、これはピーナッツだが、グラウンドナッツという言い方になる。つまり木の実類にはピーナッツは含まない。別で集計をとることになる。ちなみに令和3年度報告分では、木の実類は第3位である。

木の実類の中で一番多いのは、くるみ。全体におけるパーセンテージとしては15.2%で、木の実類の中身を含めランキングを申し上げると、鶏卵が1位、くるみが2位、牛乳が3位、小麦が4位、落花生が5位、いくらが6位、カシューナッツが7位である。ナッツ系は、以前からくるみと、カシューナッツの2つが非常に多いと言われている。

年齢別の集計もデータがあるが、7歳から17歳、小学校から高校生の一部を含むこの辺までは1位はくるみ。2位が牛乳、3位が鶏卵、4位が落花生、5位が小麦、6位エビ、7位にカシューナッツである。

実はもっと衝撃的なデータが今回出ている。このアレルギー症状、多くは即時型症状だが、その中でも最重症な方がいわゆるショック症状を起こした形になる。これは、血圧が下がる、またはぐったりしているなど、そういった状況があると、ショック症状といい、いわゆるアナフィラキシーショック状況。

そういった方のランキングが出ている。ショック症状を呈した原因食物、1位が鶏卵で全体の23.2%、2位が牛乳で、3位がくるみ4位が小麦、5位がカシューナッツである。これはインターネットで公開されている。今説明した内容は数の多い事例である。多いのでは鶏卵アレルギーの方の数が最も多い。例えば、病院にこられた方が何人いてその中で、ショック症例はどれぐらいあったかの割合での見方をした統計もある。それでの1位はマカダミアナッツ、これは即時型症状でこられた方が69人において、そのうちショック症状が13例、つまり18.8%と結構な割合になる。患者さんの数自体は少ないが、ショック症状としての割合が一番多いのがマカダミアナッツ。2位が小麦で15.7%、3位がピスタチオで14%、4位がカシューナッツで13.3%、5位が分類不明の木の実類で13.2%、6位が牛乳で11.8%、7位がくるみで9.4%。7位までの間に、ナッツ類が5種類という統計が出ている。

今いろんな面でナッツ類を控える傾向が出ているのは、こういった側面があるからと理解いただければと思う。数だけではなくて重症度が高い食材というのものもある。

やはり、ピーナッツを含めてナッツ類は比較的カロリーが高くあるため、給食としては使いやすい食材であろうかと思うが、こういったアレルギーの現状から見ると、どうだろうというのが今の世の中の考えになってくると思う。

【会長】貴重な、データに基づいた意見をありがとうございました。大変勉強になりました。他に質疑があれば。

【副会長】学校の先生もおられるのでお尋ねしたいが、現在エピペンが各学校に設置してあると思うが、それを実際に使われたことはあるか。

【委員】今のところ経験はないが、持っている生徒は当然いるため、緊急のときには使える体制は作っている。

【会長】ほかに教職の委員から意見があれば。

【委員】現任校ではエピペンを持っている子どもはいない。アレルギーで除去食を食べている児童も今年度いない状況だが、以前勤めた学校ではエピペンを毎日持参している子どもがおり、全職員で研

修を行い、誰が対応しても大丈夫な状況にしていた。もちろん処方してくださっているドクターともお互いに連絡をとって確認などを行っていた。

【会長】ほかに教職の委員から意見があれば。

【委員】本校は、現在 680 名児童がいる。そのうちエピペン持っている児童が 7 名である。実際に学校で対応したことはない。先ほど他の委員からも説明があったように必ず年度の初めにエピペンの使い方について、全職員で研修を行い、誰もが対応できるように体制づくりをしている。

エピペンの置き場所についても、子どもがランドセルに入れているが、ランドセルの置き場所など、どこの学級でも同じところに置くようにしており、具体的に言うと、ランドセル置き場の一番左の一番上、仮に出席番号が何番であってもエピペンを持っている子どもはその場所に置くようにしており、赤のシールを貼っている。そこにエピペンがあると誰が見てもわかるような状態で、いつでも対応できるような体制づくりをしている。さきほど説明したように実際の対応は、今までに経験はない。

【会長】本校も 550 名を超える児童数であるが、数名エピペンを持っている児童がいる。しかし対応を行った事例はない。それには、使わないで済むように、日頃からのチェック体制を強化して対応していると理解いただければと思う。

それでは時間も迫っているため、意見交換を以上としたい。

本日は、学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改訂版第二次の見直しについて、そして令和 7 年度学校給食費について、各委員からの意見をいただいた。

私の前任校は、黒島小中学校に単身赴任をして、朝と夜の食事についてはそれはそれは栄養価的にひどいものであったと思っているが、唯一昼の給食はバランスよく栄養を取ることができて、本当にありがたいと思って過ごした 3 年間であった。

今後も、安全安心な学校給食の継続のために、各委員におかれてはご協力をお願いしたい。

以上で議事案件を終了する。

#### ◆事務局からの連絡事項

#### ◆閉会

— 了 —